

# 「国家戦略特区指定」と「なにかと読めないまち」ロゴマーク 使用ガイドライン

【はじめに】

養父市は、シティセールスを推進するため、「国家戦略特区指定養父」ロゴマークと「なにかと読めないまち養父市」ロゴマークをシティイメージとして使用していきます。

国家戦略特区の挑戦や成果、養父市の四季、自然、食、文化等の魅力を発信する機会に使用していただき、シティセールスの推進に力をお貸しください。

一人ひとりからの発信力は小さいものですが、みんなで取り組めば大きな力になりますので、使用につきましてご協力をよろしくお願いいたします。

つきましては、使用にあたってのガイドラインを以下に説明いたします。

## 1 ロゴマーク

---



『 国家戦略特区指定 養父 』 ロゴマーク



『 なにかと読めないまち 養父市 』 ロゴマーク

## 2 ロゴマークの主旨

---

### 1. 『国家戦略特区 養父』ロゴマークについて

養父市は過疎化が進む中山間地域自治体の大きな挑戦として注目されており、指定から一年が経過し、農業生産法人が設立し、各社の事業はすでに動き出しています。

全国から注目されている養父市の取り組みや成果を広く発信するシンボルとして使用します。

### 2. 『なにかと読めないまち 養父市』ロゴマークについて

国家戦略特区に指定され注目を集めている今をシティセールスのチャンスと捉え、イメージアップ、観光誘致、移住定住者増加につなげるPRとしてロゴマークを使用します。

難読として「読めない」という意味から「もっと何をはじめるか、読めないまち」と視点を変え、地方の未来を変えるパイオニア、養父市としてのメッセージを伝えたものです。

## 3 ロゴマークの使用目的

---

ロゴマークは、養父市のシティセールスの推進を目的に使用することができます。ポスター、広告ちらし、名刺など養父市のPRとなる広告媒体のワンポイントで使用してください。

## 4 ロゴマークの使用上の注意事項

---

- ① 民間事業者の営業行為や販売目的で使用する前には、様式1「使用許可申請書」を提出してください。審査後、使用の可否を通知いたします。
- ② 使用禁止とする場合については、以下の通りです。
  - ・ 養父市の品位や信用を損なうおそれや損害を与えた場合
  - ・ 公序良俗、青少年の健全育成によって有害と判断される場合
  - ・ 政治的な活動または宗教的な活動を助長する場合

- ・ 特定の個人や団体等が実施する事業や催し物を養父市が支援、後援、公認をしているような誤解を与える場合
- ・ その他養父市長が適切でないと認めた場合

## 5 ロゴマークの使用法

---

- ① 「国家戦略特区指定」ロゴマークと「なにかと読めないまち養父市」ロゴマークは、併用使用、単独使用、どちらも可能です。
- ② ロゴマークのデータは、養父市とやぶ市観光協会のホームページから入手（ダウンロード）できます。
- ③ ロゴマークの変形や一部改変などできません。
- ④ 色は基本的にグリーン1色としますが、利用方法によっては色を変更して使用することができます。色を変えて使用する場合は、一色で使用してください。
- ⑤ ロゴマークの特徴を損なうような背景や他の画像との使用はさけてください。
- ⑥ ロゴマークの使用によって生じる問題については、養父市は一切関与いたしません。

## 6 使用についての連絡先

---

養父市産業環境部 交流・観光課

TEL079-664-0285 / FAX079-664-2528

E-mail : koryu-kanko@city.yabu.lg.jp

様式1「使用許可申請書」

## 養父市ロゴマーク使用許可申請書

平成 年 月 日

養父市長 広瀬 栄 様

申請者・団体名

(ご担当者)

住 所

連絡先

養父市シティセールスの推進のためロゴマークの使用したいので使用許可申請書を提出します。  
使用については、「国家戦略特区指定」と「なにかと読めないまち」ロゴマーク使用ガイドラインを  
順守し使用します。

1. 使用ロゴ (チェックしてください)

- 「国家戦略特区指定」
- 「なにかと読めないまち」
- 「国家戦略特区指定」と「なにかと読めないまち」の両方

2. 使用目的

3. 使用方法 (使用しているイメージがわかるものを添付)

4. 使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

5. 添付資料 (注: チラシ等印刷物の原稿案や養父市が提出を求める資料)